

土 第 1556 号
令和 4 年 2 月 24 日

建設業者団体の長 様

兵庫県県土整備部県土企画局総務課建設業室長

令和 4 年 3 月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置
及び建設工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について(通知)

本県の建設業行政については、平素から格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、令和 4 年 3 月に労務単価の改定を行う予定ですが、技能労働者等への適切な水準の賃金の支払いに配慮し、下記のとおり措置を講じることとしましたのでお知らせします。

貴団体におかれましては、傘下の会員に対して、本県の措置等について周知するとともに、請負代金額が変更された場合は、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(令和 4 年 2 月 18 日付け国不入企第 36 号国土交通省不動産・建設経済局長)の趣旨に則り、適切な価格での契約締結や技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導等について適切に対応するよう周知方お願いいたします。

記

1 特例措置について

(1) 特例措置の内容

新労務単価(令和 4 年 3 月 1 日)への改定に伴い、対象工事及び業務委託の受注者は、旧労務単価(令和 4 年 2 月 28 日以前)に基づく契約を当初契約時点の新労務単価等(当初契約時点の労務・材料等単価)に基づく契約に変更するための請負代金額及び業務委託料の変更にかかる協議を請求することができる。

(2) 特例措置の対象としている工事及び業務委託

令和 4 年 3 月 1 日以降に当初契約を行った県土整備部・農政環境部所管の工事請負契約及び業務委託契約のうち、旧労務単価を適用して工事費及び業務委託費を算定しているもの。

(3) 建築関係工事の取扱い

建築関係工事については、「3月」を「4月」、「2月28日」を「3月31日」に読み替える。

(4) その他

「請負代金額及び業務委託料が変更された場合には、下請企業との請負契約及び委託契約の金額の見直しや技能労働者及び技術者への賃金水準の引き上げ等について、適切に対応することが必要な旨」、県から受注者に通知する。

2 建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用について

(1) 対象工事（県土整備部・農政環境部所管）

基準日*から2ヶ月以上残工期がある工事

※基準日：請求日を基本とするが請求があった日から起算して14日以内に受発注者が協議して決定

(2) 変更対象

賃金水準の変更がなされた日以降で基準日以降の残工事量に対する資材・労務単価等

(3) 受注者の負担

残工事費の1.0%

(4) その他

申請受付は令和4年3月22日より開始、令和4年3月31日までの申請について、基準日は令和4年4月1日とする。

建築関係工事については、申請受付を令和4年4月1日より開始する。

問い合わせ先 兵庫県庁 078-341-7711（代表）

契約の手續きに関する事	： 県土整備部 契約管理課（内線）4365
建築関係の運用に関する事	： 県土整備部 営繕課（内線）4812
県営住宅整備に関する事	： 県土整備部 公営住宅課（内線）4754
設備関係の運用に関する事	： 県土整備部 設備課（内線）4818
農政環境部所管の運用に関する事	： 農政環境部 総務課（内線）3919
その他、措置及び運用に関する事	： 県土整備部 技術企画課（内線）4326

※労務・資材単価、特例措置及びインフレスライドについては県ホームページをご確認ください。

○労務・資材単価 https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/wd04_000000037.html

○特例措置 <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/tokurei.html>

○インフレスライド <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/infuresuraido.html>

県土整備部 建設業室
〒650-8567
神戸市中央区下山手通5-10-1
078-341-7711（代表）内線 4575/4576